(f) 物品の課税価額の決定に用いる基準
(g) 原産国の表示の要件（表示の配置及び方法を含む。）
(h) その他の関連する措置

5　一方の締約国は、1から4までに規定する情報及びリンクが最新かつ正確であることを確保するため、定期的に又は他方の締約国によって要請された場合には、当該情報及びリンクを見直す。

6　各締約国は、この条の規定に従って提供される情報が中小企業にとって利用しやすい態様で表示されることの確保に向けて努力する。各締約国は、当該情報を英語により入手可能なものとするよう努める。

7　いずれの締約国の者も、1から4までの規定に従って提供される情報を利用するに当たり、いかなる手数料も課されない。

第二十・四条　中小企業連絡部局

1　一方の締約国は、この協定の効力発生の日に、この章の規定を実施するための連絡部局（以下この章において「中小企業連絡部局」という。）を指定し、及び中小企業連絡部局の関係職員に関する情報を含む連絡先の詳細を他方の締約国に通報する。両締約国は、相互に、当該連絡先の詳細の変更を速やかに通報する。

2　中小企業連絡部局は、各締約国の規則及び手続に従って次の任務を有する。
(a) この協定の実施に当たり、中小企業のニーズが考慮されることを確保すること。
(b) 中小企業のための貿易及び投資の機会を増大させるため、中小企業に関連する事項に関する両締約国間の協力を強化する方法を検討すること。
(c) 各締約国の中小企業がこの協定の下での新たな機会を利用することを可能にするための方法を特定し、及びそのための情報を交換すること。
(d) 前条の規定の実施を監視すること及び各締約国が提供する情報が最新であり、かつ、中小企業に関連するものであることを確保すること。
(e) 合同委員会に対し、中小企業連絡部局の活動に関する報告書を定期的に提出し、及び適当な勧告を行うこと。
(f) この協定の対象となるその他の事項であって中小企業に関連するものについて検討すること。

3　中小企業連絡部局は、各締約国の規則及び手続に従い、合同委員会に対し、両締約国が前条に規定するそれぞれのウェブサイトに追加的な情報を掲載することを勧告することができる。

4　中小企業連絡部局は、この協定の実施に関連して中小企業が関心を有するその他の事項に対処するよう努める。そのような対処には、次に掲げることによるものを含む。
(a) 中小企業に関連する事項についてこの協定の実施を監視するに当たり両締約国を支援するための情報を交換すること。
(b) 作業の重複を避けつつ、この協定に基づいて設置される専門委員会及び作業部会の作業（規制に関する協力に関する事項及び関税以外の問題に関する事項を含む。）に参加すること並びにこれらの専門委員会及び作業部会に対し、それぞれが権限を有する分野において、中小企業が特に関心を有する特定の事項を提示すること。
(c) 両締約国間の貿易及び投資に従事する中小企業の能力を向上させるための相互に受け入れることができる解決を検討すること。

5　中小企業連絡部局は、必要に応じて会合するものとし、適当な連絡経路（電子メール、ビデオ会議その他の手段を含めることができる。）を通じて活動を行う。

6　中小企業連絡部局は、その活動を行うに当たり、適当な場合には、中小企業の分野の専門家及び外部の機関と協力することを追求することができる。

第二十・五条　紛争解決

この章の規定は、第二十二章の規定による紛争解決の対象とならない。

第二十一章　貿易及び女性の経済的エンパワーメント

第二十一・一条　女性及び経済

1　両締約国は、自国の領域内の女性（労働者及び事業経営者を含む。）が国内経済及び世界経済に衡平に参加する機会を増大させることの重要性を認識する。

2　両締約国は、国際貿易において存在し得る女性に対する制度的な障害であって、女性が国内経済及び世界経済に衡平に参加することを妨げるものを軽減する計画を立案し、実施し、及び強化するに当たり、両締約国の多様な経験を共有することの利益を更に認識する。

第二十一・二条　協力活動

両締約国は、この協定によって創出される機会に十分にアクセスし、当該機会から十分に利益を得るための女性（労働者及び事業経営者を含む。）の能力を向上させることを目的とする協力活動を行うことを検討する。当該協力活動には、助言又は訓練の提供並びに情報及び経験の交換であって、次の事項に関するものを含めることができる。
(a) 市場、技術及び資金調達への女性のアクセスの改善を目的とする計画
(b) 女性の指導的役割及びビジネスネットワークの発展
(c) 職場での柔軟性に関する最良の慣行の特定
(d) 二千十七年十二月にブエノスアイレスで開催されたＷＴＯの閣僚会議の機会における貿易及び女性の経済的エンパワーメントに関する共同宣言に関連する活動

第二十一・三条　貿易及び女性の経済的エンパワーメントに関する作業部会

1　第二十三・四条の規定に基づいて設置される貿易及び女性の経済的エンパワーメントに関する作業部会は、貿易によって創出される機会に十分にアクセスし、当該機会から十分に利益を得るための女性の能力を向上させるという共通の目的を推進すること、前条に規定する協力活動の策定が女性の包摂的な参加を得て行われることを確保しつつ当該協力活動を実施すること並びに両締約国が合意するモニタリング及び検討の機会を与えることについて責任を負う。

2　貿易及び女性の経済的エンパワーメントに関する作業部会は、両締約国が合意する時期及び場所において、又は両締約国が合意する手段によって、会合する。

第二十一・四条　紛争解決

この章の規定は、次章の規定による紛争解決の対象とならない。

第二十二章　紛争解決

第Ａ節　目的、適用範囲及び定義

第二十二・一条　目的

この章の規定は、相互に合意する解決を得るため、この協定の規定の解釈及び適用に関する両締約国間の紛争の解決のための効果的かつ効率的な仕組みを設けることを目的とする。

第二十二・二条　適用範囲

この協定に別段の定めがある場合を除くほか、この協定の規定の解釈及び適用に関する両締約国間の紛争の解決については、この章の規定を適用する。

第二十二・三条　定義

この章の規定の適用上、
(a) 「仲裁人」とは、パネルの構成員をいう。
(b) 「緊急の場合」及び「緊急に処理を要する事案」には、品質、現状又は商業的価値が短期間に急速に損なわれる物品又はサービスに関する場合及び事案を含む。
(c) 「行動規範」とは、第二十二・七条の規定に基づいてパネルの設置を要請する締約国をいう。
(d) 「申立国」とは、第二十二・三十条に規定する仲裁人についての行動規範をいう。
(e) 「対象規定」とは、前条の規定によりこの章の規定の適用の対象となるこの協定の規定をいう。
(f) 「紛争解決機関」とは、ＷＴＯの紛争解決機関をいう。
(g) 「パネル」とは、第二十二・七条の規定に従って設置されるパネルをいう。
(h) 「被申立国」とは、第二十二・七条の規定に従い、紛争がパネルに付託された締約国をいう。
(i) 「手続規則」とは、第二十二・三十条に規定するパネルの手続規則をいう。